



平成18年5月19日

各 位

会社名 株式会社東京機械製作所  
代表者名 代表取締役社長 芝 則之  
(コード番号: 6335 東証・大証第1部)  
問合せ先 執行役員総務部長兼法務室長  
鎌田 敏弘  
(TEL 03-3451-8141)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月19日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第149回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。

- (1) 新たに導入された単元未満株主の権利制限制度(第8条第3項)、株主総会参考書類等のインターネット開示制度(第16条)、書面取締役会制度(第25条第2項)を採用するため所要の変更を行うものであります。
- (2) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- (3) 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- (4) 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)により、会社法の施行に伴って定款に定められたものとみなされた事項につきましても、条文の新設、変更、所要の文言の整備等をあわせて行うものであります。
- (5) 上記の変更に伴い、条数の繰り下げ等を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月29日(木曜日)
定款変更の効力発生日	平成18年6月29日(木曜日)

以 上

## ＜定款変更の内容＞

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社が発行する株式の総数は 3 億 6 千万株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号</u>の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を<u>買受ける</u>ことができる。</p> <p>(1 <u>単元の株式の数</u>および<u>単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第 7 条 当社の<u>1 単元の株式の数</u>は 1,000 株とする。</p> <p>2. 当社は<u>1 単元の株式の数</u>に満たない株式 (以下「<u>単元未満株式</u>」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、<u>株式事務取扱規定</u>に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は 3 億 6 千万株とする。</p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第 6 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 7 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項</u>の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により<u>自己の株式を取得</u>することができる。</p> <p>(<u>単元株式数</u>、<u>単元未満株券の不発行</u>および<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第 8 条 当社の<u>単元株式数</u>は 1,000 株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>第 6 条の規定にかかわらず、単元株式数</u>に満たない株式 (以下「<u>単元未満株式</u>」という。)に係る株券を発行しない。ただし、<u>株式事務取扱規程</u>に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>3. <u>当社の単元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)<u>会社法第 189 条第 2 項各号</u>に掲げる権利</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の種類)</p> <p>第 8 条 当社の発行する株券の種類については取締役会で定める株式事務取扱規定による。</p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第 9 条 当社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式事務取扱規定に定めるところにより、その单元未満株式の数と併せて1 单元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>(株式名義書換代理人)</p> <p>第 10 条 当社は株式につき、名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿および実質株主名簿ならびに株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の再交付、届出の受理、单元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</p>	<p>(2)次条に掲げる権利</p> <p>(削 除)</p> <p>(单元未満株式の売渡請求)</p> <p>第 9 条 当社の单元未満株式を有する株主は、株式事務取扱規程に定めるところにより、その单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式事務取扱規定)</p> <p>第 11 条 当社の株式の名義書換、<u>質権の登録、信託財産の表示、株券の再交付、実質株主名簿への記載、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する手続および手数料については取締役会の定める株式事務取扱規定</u>による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第 12 条 <u>当社は毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。前項その他必要があるときは、あらかじめ公告のうえ臨時に株主名簿の記載の変更を停止し、または基準日を設けることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会 (新 設)</p> <p>(定時総会・臨時総会)</p> <p>第 13 条 定時株主総会は<u>毎決算期の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要のある場合随時これを招集する。</u></p>	<p>(株式事務取扱規程)</p> <p>第 11 条 当社の<u>株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式事務取扱規程</u>による。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会 (<u>定時株主総会の基準日</u>)</p> <p>第 12 条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p>(招集)</p> <p>第 13 条 <u>当社の定時株主総会は毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要のある場合随時これを招集する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>総会の招集者</u>)</p> <p>第 14 条 <u>総会は法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づいて取締役会長または取締役社長が招集する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(<u>総会の議長および総会の場所</u>)</p> <p>第 15 条 <u>総会の議長は取締役会長または取締役社長がこれに当り、会長または社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当る。</u></p> <p>株主総会は東京都において開催する。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(<u>招集者および議長</u>)</p> <p>第 14 条 <u>株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて取締役会長または取締役社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(<u>開催場所</u>)</p> <p>第 15 条 <u>当社は、株主総会を東京都において開催する。</u></p> <p>(<u>株主総会参考書類等のインターネット開示</u>)</p> <p>第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>総会の決議</u>)</p> <p>第16条 総会の決議は法令または定款に別段の規定ある場合のほか、出席株主の議決権の過半数によって行う。</p> <p>2. <u>商法第343条</u>に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は当会社の議決権を有する他の株主の代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>ただし代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(<u>総会の議事録</u>)</p> <p>第18条 <u>総会の議事の経過の要領およびその結果はこれを議事録に記載し議長および出席取締役記名捺印し当会社に保存する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (新 設)</p>	<p>(<u>決議の方法</u>)</p> <p>第17条 <u>株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>会社法第309条第2項</u>に定める決議は、<u>当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>ただし、<u>株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第19条 <u>株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長ならびに出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (<u>取締役会の設置</u>)</p> <p>第20条 <u>当社は、取締役会を置く。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の数および選任)</p> <p>第19条 当会社に取締役 15 名以内を置き株主総会において選任する。</p> <p>取締役の選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって行う。</p> <p>取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p>	<p>(取締役の数および選任)</p> <p>第21条 当会社の取締役は15名以内とし、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>ただし、補欠によって選任された取締役の任期は前任者の残任期間とする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>ただし、補欠として選任された取締役の任期は在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会の決議により代表取締役を選任する。取締役会の決議により会長、社長、副社長、専務取締役、常務取締役を置くことができる。必要の場合には取締役会の決議によって顧問または相談役若干名を置くことができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議によって会長、社長、副社長、専務取締役、常務取締役を選定することができる。必要の場合には取締役会の決議によって顧問または相談役若干名を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第22条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長または取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長または取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれを招集しその議長となる。</p> <p>取締役会を招集するには各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに通知を発する。</p> <p>ただし緊急已むを得ないときはこの期間を短縮し、または取締役および監査役全員の同意がある場合には招集の手続きを経ないで即時開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第23条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数によって行う。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第24条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長または取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長または取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれを招集しその議長となる。</p> <p>取締役会を招集するには各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに通知を発する。</p> <p>ただし緊急已むを得ないときはこの期間を短縮し、または取締役および監査役全員の同意がある場合には招集の手続きを経ないで即時開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 取締役会の<u>議事の経過の要領</u>およびその結果はこれを議事録に記載し、議長および出席取締役ならびに出席監査役が記名捺印し、<u>当会社に保存する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会の<u>議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p> <p>2. <u>前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>
<p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第25条 取締役の報酬および退職慰労金は株主総会で定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(新 設)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、報酬等という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第29条 <u>当会社は、監査役および監査役会を置く。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の数および選任)</p> <p>第26条 当会社に監査役 4 名以内を置き株主総会において選任する。</p> <p>監査役の選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって行う。</p>	<p>(監査役の数および選任)</p> <p>第30条 当会社の監査役は4 名以内とし、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第27条 監査役の任期は就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>ただし、補欠によって選任された監査役の任期は前任者の残任期間とする。</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>ただし、補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第28条 監査役は互選により常勤監査役を定める。</p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第29条 監査役会を招集するには各監査役に対して会日の3日前までに通知を発する。</p> <p>ただし緊急已むを得ないときはこの期間を短縮し、または監査役全員の同意がある場合には招集の手続きを経ないで即時開くことができる。</p>	<p>(監査役会の招集)</p> <p>第33条 監査役会を招集するには各監査役に対して会日の3日前までに通知を発する。</p> <p>ただし緊急已むを得ないときはこの期間を短縮し、または監査役会全員の同意がある場合には招集の手続きを経ないで即時開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第30条 監査役会の決議は法令に別段の定め ある場合を除き、<u>監査役の過半数によ って行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第31条 監査役会の議事の経過の要領および <u>その結果はこれを議事録に記載し、出 席監査役が記名捺印し、当会社に保存 する。</u></p> <p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第32条 監査役の報酬および退職慰労金は株 主総会で定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定め <u>がある場合を除き、監査役の過半数を もって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第35条 監査役会の議事録は、法令で定めると <u>ころにより書面または電磁的記録を もって作成し、出席した監査役は、こ れに署名もしくは記名押印し、または 電子署名を行う。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議に <u>よって定める。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置および選任)</p> <p>第 37 条 <u>当社は、会計監査人を置くものと し、株主総会の決議によって選任す る。</u></p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第 38 条 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以 内に終了する事業年度のうち最終のも のに関する定時株主総会の終結の時ま でとする。</u></p> <p>2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会 において別段の決議がなされなか った時は、当該定時株主総会におい て再任されたものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p style="text-align: center;">(営業年度・決算期)</p> <p>第 33 条 当社の営業年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとし、<u>その末日をもって決算期とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(利益配当金)</p> <p>第 34 条 <u>利益配当金は毎営業年度末現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に配当する。</u></p> <p style="text-align: center;">(中間配当)</p> <p>第 35 条 当社は取締役会の決議により毎年 9 月 30 日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し中間配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(配当金等の除斥期間)</p> <p>第 36 条 <u>利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(報酬等)</p> <p>第 39 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p style="text-align: center;">(事業年度)</p> <p>第 40 条 当社の事業年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。</p> <p style="text-align: center;">(剰余金の配当)</p> <p>第 41 条 <u>剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(中間配当)</p> <p>第 42 条 当社は、取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し中間配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第 43 条 <u>剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>